

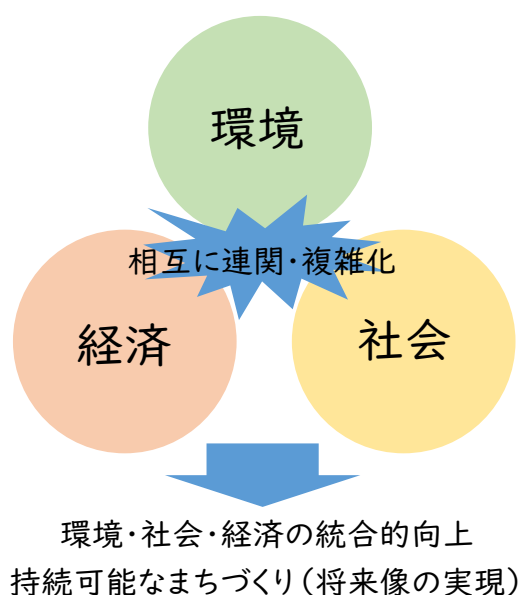
第6章 重点施策

1 重点施策の考え方

本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活かし、環境面からのアプローチにより経済・社会面の課題解決を図る、経済・社会面からのアプローチにより環境面の課題解決を図るなど、環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上に取り組むこととしています。

本市のまちづくりにあたっての長期的な指針である「未来のとよかわビジョン 2025（第6次豊川市総合計画）」では、新しいまちづくりを進めるにあたって考慮すべき時代の流れと課題として、次頁に示すようなものが挙げられています。

こうした環境面、経済面、社会面の課題は、相互に関連し、複雑化しています。見方を変えれば、ある一つの課題解決に向けたアプローチが、他の課題解決につながる可能性もあります。そこで、本市の環境の現状やこれまでの取組なども踏まえ、これらのまちづくりの課題を同時解決し、持続可能なまちづくり（将来像の実現）につながる取組を、計画期間中に重点的に推進する施策として位置づけ、総合的かつ戦略的に推進することとします。



<新しいまちづくりを進めるにあたって考慮すべき時代の流れと課題>

「未来のとよかわビジョン 2025（第6次豊川市総合計画）」より

1 少子高齢化の進行と 人口減少時代の到来

社会

- 本市の人口は、平成20年12月の183,259人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化が着実に進行しています。
- 本市が持続的に発展していくためには、少子高齢化への的確な対応に加え、人口減少の抑制や来訪者の増加を図る取組がこれまで以上に求められます。

2 高まる安全・安心意識

社会

- 本市では、近い将来の発生が予想される南海トラフ地震や近年多発しているゲリラ豪雨などの自然災害から、市民の生命、財産を守るための危機管理体制を一層強化し、地域住民とともに災害に強いまちづくりを進める必要があります。

3 深刻化する地球の環境問題

環境

- 地球温暖化の進行や生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費など、環境問題の多くは国境を越えて深刻になっています。
- 本市においても、恵み豊かな自然を、かけがえのない資源として未来に引き継ぐため、市民一人ひとりが低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の推進に取り組んでいく必要があります。

4 地域経済を取り巻く 環境の変化

経済

- 本市においては、まちづくりを支える地域経済の振興と、若者のUターンも可能になる雇用の場づくりが重要になっています。このため、バランスのとれた農業、商業、工業を着実に発展させる取組が求められています。
- 一層活気のあるまちであるため、観光資源の掘り起こしや魅力を高める取組が必要となっています。

5 高まる多文化共生の重要性

社会

- 世界的な経済の結びつきや急速な情報通信技術の発展により、人、もの、情報の流れは国境を越え、様々な分野で国際交流が行われています。
- 本市においては、外国人市民も含めたすべての人々が心豊かに暮らせる地域づくりのため、国際感覚のある人づくりや互いの価値観、特性を認め合う多文化共生を進めていく必要があります。

6 急速に進歩する 情報通信技術

社会

- 情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩しており、中でもスマートフォンなどの普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。
- 市民との情報共有や市民サービスにおける利便性を高めるため、安全性に留意しながら、情報通信技術を効果的に活用することが求められています。

7 進む地方分権

社会

- 少子高齢化や人口減少に伴う多くの課題に対応するため、行政運営の質の向上や効率化、市民や団体、企業などとの協働により、市民に身近な地域の特色や独自性を生かし自立したまちづくりが求められています。

2 重点施策の推進

「第1節 重点施策の考え方」を踏まえ、計画期間中に重点的に取り組む重点施策を以下のとおり設定します。

重点施策

1

とよかわ環境パートナーシッププロジェクト

施策概要

○「環境行動都市 とよかわ ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～」の実現に向けて、環境保全の取組を市との連携・協働により実施していただく企業・団体等とパートナーシップを結ぶ。
○パートナーにとっては、市との連携によって市の協力を得ながら環境保全の取組を推進できたり、市を通じて環境保全の取組を周知してもらえる。市にとっては、パートナーとの連携によって、より効果的に環境問題をはじめとする様々なまちづくりの課題解決に取り組むことができる。さらに、市民にとっては、暮らしの身近な場や、イベント参加等を通じて環境問題等を考える機会となる。

解決を図る課題

○深刻化する地球の環境問題（市民一人ひとりが低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組む必要がある）
○地域経済を取り巻く環境の変化（まちづくりを支える地域経済の振興）
○進む地方分権（市民や団体、企業などとの協働）

具体的な内容

※太字が特に重点的に取り組む内容

■「とよかわ環境パートナーシップ制度」の創設

○持続可能な社会を描いた「環境行動都市 とよかわ ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～」の実現に向けて、環境保全の取組を市との連携・協働により実施していただく企業・団体等とのパートナーシップ制度を創設する。

■「とよかわ環境パートナーシップ制度」の周知、パートナーの募集

○「とよかわ環境パートナーシップ制度」の周知を図るとともに、市との連携・協働により環境保全の取組を実施していただく企業・団体等を募集する。

■市との連携・協働による各種取組の展開

○市と企業・団体等のパートナーが、それぞれが有する資源や知見等を生かし、様々なまちづくりの課題解決に向けて、各種取組を展開する。特に、市民一人ひとりが環境問題を「自分のこと」として捉えて行動につなげられる場や機会の提供を行う。また、機材や施設の貸し出し等の提供、イベント、研修会、ボランティア活動の実施、人材の派遣、知識や技術等の提供を行う。

■パートナー間の交流促進

○市と企業・団体等のパートナーだけでなく、パートナー間の交流や連携を促し、相乗効果の発揮を促す。

実施計画

▼中間見直し

2020 (R2)	21 (R3)	22 (R4)	23 (R5)	24 (R6)	25 (R7)	26 (R8)	27 (R9)	28 (R10)	29 (R11)
制度創設									
	周知・募集、各種取組の展開								
	準備	交流促進							



施策概要	○まちの電器店等と連携した省エネ勉強会を開催し、家庭における省エネ行動の促進を図る。 まちの電器店等と連携することにより、電化製品の高効率製品等への買い替えにあたって電器店を利用してもらうことで、地域経済の活性化を図る。 ○住宅用地球温暖化対策設備などの補助を実施し、家庭における省エネと創エネ（再生可能エネルギーの導入）を促進する。 ○民生家庭部門及び民生業務部門における温室効果ガス排出量の削減を進めるため、市内の中小企業を対象に省エネ対策を支援する。また、省エネ対策等のPRを行うことにより、企業の率先的な行動を促進する。																														
解決を図る課題	○深刻化する地球の環境問題（市民一人ひとりが低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組む必要がある） ○地域経済を取り巻く環境の変化（まちづくりを支える地域経済の振興） ○急速に進歩する情報通信技術（情報通信技術の効果的な活用） ○進む地方分権（市民や団体、企業などとの協働）																														
具体的な内容 ※太字が特に重点的に取り組む内容	■まちの電器店等と連携した家庭の省エネ行動勉強会の開催 ○一般家庭向けに、まちの電器店や工務店等と連携し、「賢い家電の使い方、買い替え方」「おうちの省エネ生活のすすめ」などをテーマとした勉強会を開催し、専門家等からのアドバイスを取り入れ、省エネ行動等を実践してもらう。効果的な省エネ行動、おすすめの省エネ行動などについては、市HPや広報誌等を通じて幅広く周知、紹介する。 ■家庭における省エネ・創エネ設備等の設置・導入に対する支援の実施 ○住宅用地球温暖化対策設備などの設置費に対する補助を実施し、家庭における省エネルギーの推進と、再生可能エネルギーの導入による創エネの推進を図る。 ■中小企業の省エネルギー対策への支援 ○省エネ勉強会や省エネ診断、節電診断、その他省エネルギー対策を実施しようとする中小企業に対して、各種補助制度の紹介をはじめ、様々な支援を実施する。 ■省エネ対策推進企業の紹介、PR ○省エネ診断や節電診断、その他省エネルギー対策を実施した企業について、その内容や効果とともに事業内容等についても、市HPや広報誌を通じて幅広く周知、紹介することで、環境に配慮した事業活動を行っている企業を応援するとともに、環境問題を考える機会を他の企業や市民に提供する。																														
実施計画	▼中間見直し <table><tr><th>2020 (R2)</th><th>21 (R3)</th><th>22 (R4)</th><th>23 (R5)</th><th>24 (R6)</th><th>25 (R7)</th><th>26 (R8)</th><th>27 (R9)</th><th>28 (R10)</th><th>29 (R11)</th></tr><tr><td>準備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補助実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	2020 (R2)	21 (R3)	22 (R4)	23 (R5)	24 (R6)	25 (R7)	26 (R8)	27 (R9)	28 (R10)	29 (R11)	準備										補助実施									
2020 (R2)	21 (R3)	22 (R4)	23 (R5)	24 (R6)	25 (R7)	26 (R8)	27 (R9)	28 (R10)	29 (R11)																						
準備																															
補助実施																															

重点施策 3 とよかわ食品ロス削減プロジェクト

施策概要	○「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が令和元年 10 月 1 日に施行されたことを受けて、本市における食品ロスの削減に関する取組を推進するため、食品ロスの実態把握を行った上で、「とよかわ食品ロス トリプルゼロ！」や「食べきり協力店登録制度」といった取組を行い、市民一人ひとり、個々の事業者の行動を促進する。									
解決を図る課題	○深刻化する地球の環境問題（市民一人ひとりが低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組む必要がある） ○地域経済を取り巻く環境の変化（まちづくりを支える地域経済の振興） ○進む地方分権（市民に身近な地域の特色や独自性を生かし自立したまちづくり） ○進む地方分権（市民や団体、企業などとの協働）									
具体的な内容	■食品ロスの実態把握 ○市内の家庭や学校、飲食店における食品ロスの実態把握に取り組む。 ■「とよかわ食品ロス トリプルゼロ！」の普及、啓発 ○「とよかわ食品ロス トリプルゼロ！」を掲げ、以下のように食品ロス削減の普及、啓発に取り組む。 ①毎月 10 日、20 日、30 日は、冷蔵庫の中身をチェックする！ （冷蔵庫の残った食材ですっきりクッキング） ②食べ残し、直接廃棄※、過剰除去※のゼロを実施する！ ③買いすぎ、作りすぎ、注文しすぎのゼロを心がける！ ■食べきり協力店登録制度の創設 ○「3010 運動」や料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として登録、紹介する制度を創設する。 ※3010 運動：宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみましょう、「お開き 10 分前」になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する運動のこと。 ■食品ロス削減月間（10 月）、削減日（10 月 30 日）の取組展開 ○食品ロス削減月間（10 月）、食品ロス削減の日（10 月 30 日）に合わせて、家庭や事業所、学校、地域などと連携した取組を実施する。 ■食育の推進 ○市内の保育園等や小中学校と連携し、子どもたちへの食育活動を推進し、生活における環境負荷の軽減に対する意識向上を図る。									
実施計画	▼中間見直し									
	2020 (R2)	21 (R3)	22 (R4)	23 (R5)	24 (R6)	25 (R7)	26 (R8)	27 (R9)	28 (R10)	29 (R11)
	実態把握、	普及啓発	制度創設							
	取組展開、	食育推進								

※直接廃棄：消費されることなく、期限を超えたことによりそのまま廃棄すること。
 過剰除去：野菜の皮の厚むきなど食べられる部分まで過剰に除去して廃棄すること。

